

うべの里通信公式フェイスブックに関する運用規程

令和2年10月16日
宇部市北部地域振興課

(目的)

- 1 フェイスブックが持つ拡散性、即時性、滞留性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、宇部市北部地域のイベント等に関する様々な情報を、フェイスブックページ機能を使って積極的かつ迅速に発信することを目的とする。

(適用)

- 2 この運用規程は、宇部市ソーシャルメディア等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、うべの里通信公式フェイスブックページ（以下「公式フェイスブックページ」という。）を利用して情報発信する全ての職員に適用する。

(アカウント登録)

- 3 北部地域振興課にフェイスブック担当者を置き、公式フェイスブックページの作成、管理、運用及び総括的な事務に当たる。
- 4 北部地域振興課は、公式フェイスブックページを利用し、情報発信を希望する課等に対し、発信に必要なログインID及びパスワードを通知する。
 - (1) アカウント名：うべの里通信
 - (2) アカウントURL：<https://www.facebook.com/ubenosatp>

(情報発信)

- 5 原則として、公式フェイスブックページは北部地域振興課で管理する。
- 6 情報を発信する課等は、課等内にフェイスブック担当者を置く。
- 7 情報を発信する課等は、課等の単位で情報を発信し、その課等の長が情報発信の責任を負う。

(対応時間)

- 8 原則として、執務時間内（宇部市の休日に関する条例第1条第1項各号に掲げる日を除く8時30分から17時15分まで）に投稿する。
ただし、情報を発信する課等の長が必要と認めたときは、この時間帯以外にも投稿することができる。

(意思決定)

- 9 情報発信については、原則として情報発信する課等の長の承認を必要とする。ただし、次に掲げるものはフェイスブックの特性や情報発信の即時性を考慮し、フェイスブック担当者の判断により公式フェイスブックに直接情報を発信できるものとする。
 - (1) 既に一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合。
 - (2) イベント、競技会等の現況・結果などについて情報発信する場合。
 - (3) 法令等で定められている内容の情報を発信する場合。

(投稿者および内容)

- 10 当公式フェイスブックに投稿する写真等は、原則として「北部地域振興課の紹介等」とし、北部地域振興課の職員及び情報発信を希望する課等の者（以下「職員等」という。）は、簡単な説明文などを添えて、閲覧者に北部地域振興課の魅力を伝える写真等を投稿する。

(お気に入りのページ登録の禁止)

- 11 原則として、他のフェイスブックページは登録しない。ただし、各課のフェイスブックページや公的機関、業務上関係の深いと認めるフェイスブックページについては例外とすることができる。

(市以外のページ・アカウントへのコメント及び返信コメントの禁止)

- 12 市以外のフェイスブックページへのコメントは行わない。ただし、各課のフェイスブックページや公的機関、業務上関係の深いと認めるページ又はアカウントへのコメントはフェイスブック担当者の判断で例外とすることができる。

また、公式フェイスブックページに対するコメント(意見や反応等)については、原則として返信コメントしない。

(市以外のフェイスブックページのシェア及び「いいね!」機能使用の禁止)

- 13 市以外のフェイスブックページには、原則としてシェア及び「いいね!」機能を使用しない。ただし、各課のフェイスブックページや公的機関、業務上関係の深いと認めるページ又はアカウントへのシェア及び「いいね!」機能の使用は担当者の判断で例外とすることができる。

(フェイスブックメッセージの扱い)

- 14 フェイスブックメッセージに対しては、原則として返信しない。

(ホームページへの表示)

- 15 北部地域振興課は、公式フェイスブックページを市の公式ホームページ上にリンクを掲載し、情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。
16 北部地域振興課は、ガイドライン及びこの運用規程をホームページ上に掲載する。

(トラブルへの対応等)

- 17 発信した情報に誤りがあった場合には、訂正・謝罪の投稿をするなど、誠実かつ速やかな対応を行う。また、公式フェイスブックページになりすましたページ及び公式なものと誤解を招くページを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましページが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(不適切なコメントの取り扱い)

- 18 公式フェイスブックページに寄せられたコメントのうち、法令や公序良俗に反すると思われるもの、発信した情報と関連がないものなどフェイスブック担当者が不適切と判断したコメントについては、コメント投稿者の許可を得ることなく投稿の削除又は非表示の措置をとることがあること。

(注意事項)

- 19 他人の著作物を撮影し、それを素材に加工または合成した場合、著作権の侵害に当たる場合があるため、人物の写真等を投稿する場合は、被撮影者の承諾を得たもののみとする。
また、著作権または肖像権に関するトラブルに関して、当市は責任を負わないものとする。

(遵守事項)

- 20 法令、ガイドライン及びこの運用規程を遵守すること。

(登録の解除等)

21 北部地域振興課長は、法令、ガイドライン及びこの運用規程に照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、その課等の発信を止めさせることができる。

(運用規定の変更、削除)

22 本規程は、事前の連絡なく変更する場合がある。また、フェイスブックで情報を提供することが困難になった場合、その旨を市公式ホームページ上に掲載し、アカウントを速やかに削除する。

(協議事項)

23 この規程に定めていないものについては、北部地域振興課長と情報を発信する課等の長が協議して定めるものとする。